

「Chupa Chups」事件

[事件の表示、出典]

平成24年2月14日判決（平成22年（ネ）第10076号（1部））
知的財産権判例集HP

[参照条文]

商標法2条3項2号、37条
不競法2条1項1号、同2号

[キーワード]

幫助、間接侵害、侵害主体

1 事案の概要

被告が運営するショッピングサイト（楽天市場）において、原告商品を表示するものとして周知・著名な「チュッパチャプス」「Chupa Chups」の表示がされ、原告（控訴人）の登録商標に類似する標章を付した商品（本件商品）が出品されていた。このため、原告は、ショッピングサイトの運営者である被告に対し、商標法及び不正競争防止法に基づき、商品譲渡等の差止及び損害賠償を請求した。

本判決の主な争点は、被告によるショッピングサイトの運営が商標権侵害となるかどうかである。

本判決では、出店者に対する管理・支配と、出店者からの利益の享受がある場合には、出店者の商標権侵害を知ったとき、または知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときから合理的期間内に是正がされない限り、ウェブページ運営者も商標権侵害の責任を負う旨、判示され、本件においては、被告が合理的期間内に是正を行ったとして、控訴が棄却された。

2 原審判決の概要

原審において、裁判所は、

①被告が運営する楽天市場においては、出店者が被告サイト上の出店ページに登録した商品について、顧客が被告のシステムを利用して注文（購入の申込み）をし、出店者がこれを承諾することによって売買契約が成立し、出店者が売主として顧客に対し当該商品の所有権を移転している、

②被告は、上記売買契約の当事者ではなく、顧客との関係で、上記商品の所有権移転義務及び引渡義務を負うものではない、

として、被告サイト上の出店ページに登録された商品の販売（売買）については、当該

出店ページの出店者が当該商品の「譲渡」の主体であって、被告は、その「主体」に当たるものではないと認定し、本件各商品の展示及び販売に係る被告の関与（行為）は、「譲渡のための展示」又は「譲渡」に該当するものとはいえないとして、原告の請求を棄却した。

3 本判決の概要

(1) 前提事実（判決文80頁以下）

ア 被告による楽天市場の運営の概要

- ◇ 楽天市場では、出店者が、出店ページを公開し、当該出店ページ上の店舗に商品を展示・販売しており、楽天市場全体では、約3800万余の種類の商品が販売されている。
- ◇ 被告は、RMS（Rakuten Merchant Server）を開発し、出店者に利用させている。
- ◇ RMSは、出店者をバックアップするため、店舗構築機能、受注管理機能、売上・アクセス分析機能、メール配信機能等を有している。

イ 「楽天市場出店規約」の概要

- ◇ 被告が出店希望の申し込みを承諾した場合には、出店者のRMSへのアクセスを許諾する。
- ◇ 被告は、出店者のウェブページコンテンツを審査した上で出店を許可する。審査の結果により、被告は出店者に対し、コンテンツの内容等の変更を求めることができる。
- ◇ 出店者は、被告に対し、基本出店料（定額）、システム利用料（売上げに対する従量制）を支払う（別表参照）。出店ページ内に被告サイトへのリンク、URLを付けること禁止されている。また、「メール、電話、FAXでも注文を受け付けると表示する」といった、課金回避目的の行為も禁止されている。
- ◇ 出店者は、法令により販売が禁止されている商品や、被告が販売禁止と通知した商品等を販売することなどが禁止されている。
- ◇ 被告は、出店者に対し、サービスの一時停止や、コンテンツ削除、出店停止等の措置をとることができる。

(2) 判断（判決文99頁以下）

ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後か

ら商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると解する。

けだし、（・被告サイトのような販売方法は、基本的には商標権侵害を惹起する危険は少ない。・並行輸入品等の可能性もあるため、出品により運営者が侵害の蓋然性高いと認識すべきと言えない。・出品が侵害に当たることを具体的に認識、認容するに至ったときは、幫助犯となる可能性があること・運営者は、出店者との間の出店契約に基づき、出店料等の営業上の利益を得ていること・運営者は、侵害行為の存在を認識できたときは、出店契約によりコンテンツ削除等の結果回避措置をとりうること等の事情）を併せ考えれば、ウェブページの運営者は、商標権者等から商標法違反の指摘を受けたときは、出店者に対しその意見を聴くなどして、その侵害の有無を速やかに調査すべきであり、これを履行している限りは、商標権侵害を理由として差止めや損害賠償の責任を負うことはないが、これを怠ったときは、出店者と同様、これらの責任を負うものと解されるからである。

もともと商標法は、その第37条で侵害とみなす行為を法定しているが、・・・侵害者が商標法2条3項に規定する「使用」をしている場合に限らず、社会的・経済的な観点から行為の主体を検討することも可能というべきであり、商標法が、間接侵害に関する上記明文規定（同法37条）を置いているからといって、商標権侵害となるのは上記明文規定に該当する場合に限られるとまで解する必要はないというべきである。

・・・ウェブサイトを運営する一審被告としては、商標権侵害の事実を知ったときから8日以内という合理的期間内にこれを是正したと認めるのが相当である。

4 検討

- ◇ 本判決は、結論（非侵害）において原審と同じであるが、サイト運営者の商標権侵害責任につき原審よりも緩やかな判断基準を示したといえる。
- ◇ 本判決の判事事項に従えば、サイト運営者は、商標権侵害警告等を受けた場合には、速やかに侵害事実の有無を調査する必要があると思われる。

（弁護士 小林英了／弁護士 本橋たえ子）